

現地にみる中国農村金融改革とその課題

蘇州市・江西省における事例から

〔要 旨〕

- 1 経済発展が著しい蘇州市の農村信用社は、改革の開始に伴い、県単位で一体化し農村商業銀行となった。預金・貸出金ともに順調に増加しており、上場も視野に入れている。また、他の地域に村鎮銀行を設立するなど、農村部での事業展開にも意欲的である。

蘇州市政府は、公的保証制度、保証料・金利補助制度、農業共済制度など全国的にも先駆的な制度を作り、改革を支援している。

- 2 江西省では農村信用社組織を維持しながら改革に取り組んでおり、省段階の管理・指導を行う省連合社を設立した。その指導の下に農村信用社を県レベルでの連合社に統合を進め、また、業務のルール化や従業員教育などに力を入れている。この結果、農村信用社の業容は省内金融機関一の拡大をみせ、地域経済の発展に密着した金融機関として評価されている。このような改革が成功した背景には、有能な人材を確保した省連合社による充実した指導がある。

- 3 中国は広大で、地域によって農村金融をめぐる環境も大きく異なるため、多元化された財産権モデルによって農村金融改革を進める方向は合理的なものと思われる。

ただし、農村商業銀行の脱農化の可能性への対処、農村信用社の協同組合的特質の回復・強化、農村金融組織の資金充実と体制整備、共済制度や保証制度など政府の効果的な支援措置、人材の育成など、多くの課題もある。日本の経験を生かせる場面も多く、この分野での日中両国の一層の連携が期待される。

目次

はじめに

1 蘇州市における農村商業銀行の展開

- (1) 蘇州市の概況
- (2) 農村商業銀行の誕生と新しい動き
- (3) 江蘇呉江農村商業銀行にみる改革
- (4) 注目すべき蘇州市人民政府の支援

2 江西省における農村信用社改革

- (1) 江西省婺源県の概況
- (2) 江西省における農村信用社改革

(3) 婺源県農村信用社合作連社にみる改革

(4) 農村信用社の融資事例

3 2地域の事例を通してみた成果と課題

- (1) 農村金融機関の形態
- (2) 農村信用社の協同組合的特質の回復・強化
- (3) 農村金融定着化のための取組み
- (4) 政府の支援措置
- (5) 農村金融を担う人材育成と体制の強化

おわりに

農民組織との関連で

はじめに

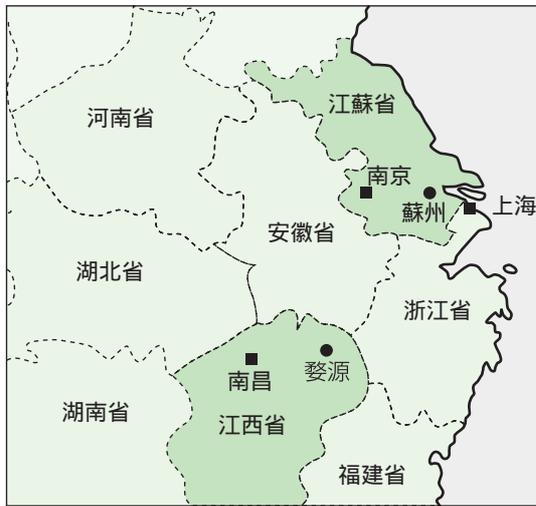
急速に経済発展を遂げつつある中国は、一方では、所得格差や資源環境制約等の課題も抱えている。三農（農業・農村・農民）問題の解決はそのなかでも最大の政策課題の一つであり、そのためには、農村金融の確立も重要な課題である。

中国の農村金融において、長い間主要な地位を占めてきた農村信用社は、新中国成立後、協同組合的な農村の合作金融組織として発足した。しかしその後、人民公社の時代にはその内部機構として吸収され、その後農村信用社の組織が回復してからも、中国人民銀行や中国農業銀行の下部組織的な位置づけが長く続いた。このような経過のなかで、協同組合としての組織の実質が未確立で、農村への資金供給機能も弱く、また多額の不良債権の発生をみるなど、農村信用社は多くの課題を抱えている。

こうした状況に対して、中国政府は2003年から農村信用社の実験改革に着手した。その重点の一つは、農村信用社が今後、協同組織としての農村信用社に加えて、株式制商業銀行、協同組合銀行という異なる法人形態を選択することを可能にするというものである。また、これらの組織に加えて村鎮銀行（今回の改革で認められた新しいタイプの農村銀行）や金融互助組織など多様な形態の金融組織が農村金融市場に参入することについての自由化も進めている。もう一つは、信用社の管理体制を改革し、その管理を地方政府の責任に委ねることである。これらの改革の詳細については、本特集号の他の2論文を参照されたい。

農林中金総合研究所は、1999年以降、中国におけるセミナーの開催や相互訪問により、農業・農村問題をテーマとする交流を深めてきた。そして、06年からは、農村金融をテーマとして、日中の共同研究に取り組んでおり、07年10月にはその一環として、

第1図 訪問地域略図



蘇州市および江西省婺源（Wu Yuan）県を訪問し、農村金融改革の現場に接する機会を得た（第1図）。蘇州市における訪問先は、蘇州市人民政府農村工作弁公室、江蘇吳江農村商業銀行本店である。また、江西省における訪問先は、婺源県農村信用合作連社（本店および江湾支店）、婺源林生実業有限公司である。なお、江蘇省および江西省は、03年に国务院の通知によって農村信用社改革が開始された際に対象となった8つの省・市に含まれており、全国のなかでも最も早く改革に取り組んだ省に属する。

本稿では、これら2地域における農村金融改革の実例について紹介するとともに、それを踏まえて、中国農村金融改革の課題について考察する。

1 蘇州市における 農村商業銀行の展開

（1）蘇州市の概況

蘇州市は、長江デルタ地域に位置し、上海から車で約1時間の距離にある。中国の沿海部が急速に発展するなかで、蘇州市ではハイテク産業など近代的な製造業の成長が著しく、外資企業の進出も盛んである。農村人口は市人口の43%を占めているが（戸籍ベース）、兼業農家が多く、GDPに占める農業の割合も1.9%と低い（06年）。

（2）農村商業銀行の誕生と新しい動き

今回の農村信用社改革の開始に伴い、蘇州市においては、郷鎮レベルで組織されていた農村信用社を県レベルの法人として統合し、同時に、農村商業銀行化が行われた。この結果、04年に、5つの県および1つの区ごとに計6つの銀行が設立され、すべての農村信用社は商業銀行に転換した。^{（注1）}

改革にあたっては、出資者の拡大が図られ、私営企業や個人の出資も募られた。貸出の対象も、農家に限定せず、商工業も対象としている。農家自身、地域の経済発展が進むなかで、農業だけでなく商工業も営む人が出てきている。また、現在のところ貸出は県内を対象であるが、地域の制限はなく、自由度が高い。

銀行としての体制整備も進められ、各郷鎮には支店が置かれた。ただし、改革前には村レベルに置かれていた農村信用社のス

ーションを廃止する対応もとられたという。

農村商業銀行の事業は順調に推移しており、06年現在、6行合計で預金は872億元、貸出金は600億元にのぼり、蘇州市における銀行の中で最も業績のよい金融機関となっている。その理由は、以前の農村信用社組織のネットワークが活用できること、農家の事情に詳しいこと、02年から全国的に展開された農家への資金供給対策としての小口融資制度を扱うのは農村商業銀行だけであること、などの優位性があることである。^(注2)

また、これらの農村商業銀行は、06年に農村金融への参入を自由化する改革が行われたのを受けて、地域を越えて事業を拡大する動きがみられ、農村商業銀行が村鎮銀行を設立したり、他の地域の農村信用社に出資するなどの動きが出ている。

さらに、これら農村商業銀行の中では、上場を目指す動きもあり、現在2行が準備を進めている。そして、上場した場合は外資も歓迎するとのことであり、これらの地域の農村商業銀行は、改革前の農村信用社から大きな変貌を遂げつつ、発展の道を歩んでいる。

(注1) 蘇州市は「地区級市」であり、県より上級レベルに位置づけられる。郷鎮は県の下、村は郷鎮の下、行政単位である。また、区とは、市が管轄し、県と同格の行政区画である。

(注2) 小口融資制度は、農家への小額信用貸付であり、事前の審査を経ていれば、限度額の範囲で農村信用社から簡単に融資が受けられる制度であり、02年以降全国で急速に拡大してきている。

(3) 江蘇呉江農村商業銀行にみる改革

江蘇呉江農村商業銀行は、今回の農村信用社改革のなかで、中国銀行業監督管理委員会（以下「銀监会」という）が初めて設立を許可した農村商業銀行である。この銀行は、従来呉江市内にあった農村信用社が一体となって商業銀行化し、04年8月に発足した。^(注3)

銀行の概要は第1表にみるとおりである。株主1,656戸の内、自然人株主は93%を占め圧倒的に多いが、出資金額の構成をみると、法人株主が47%を占めている。なお、今回の農村信用社改革のなかで、自己資本充実に目的として、従業員の出資が奨励されたケースが多いが、当行においても、従業員の出資比率は20%と高い割合にのぼっている。

組織機構の面では、株主総会、理事会、監事会、経営層による統治機構が整備され、リスク管理委員会やリスク管理部の設置など、リスク管理体制も強化された。支店は26あり、これは、旧農村信用社に該当する。その下に、48の分理処が置かれている。

第1表 江蘇呉江商業銀行の概要
(2007年6月末現在)

	(単位)	概要
預金	億元	190
貸出金	億元	134
預貸率	%	70.4
資本金	億元	4
資本充足率	%	9.6
株主数	戸	1,656
従業員数	人	688
営業拠点		本店1, 支店26, 分理処48

資料 ヒアリング資料から筆者作成

事業は順調に発展しており、銀行発足後の約3年間で、預金は約1.8倍に、貸出金は約1.9倍に、資本勘定は約1.9倍に増加した。民間企業と大規模農家が主な貸出対象であり、呉江市内の民間貸出の6割、大規模農家貸出の95%、呉江市内における銀行貸出件数の5割(1万1千件)を占めている。このようなことから、株主からは、「自分たちの銀行」と呼ばれている。

改革に伴う新しい取組みにも積極的である。株式上場について申請済であり、また、湖北省では村鎮銀行を設立し、江蘇省北部の信用社にも出資する予定である。当行は、村鎮銀行を設立した農村商業銀行としては、北京市農村商業銀行、蘇州市常熟農村商業銀行に次いで、3番目の銀行である。

当行はこのように、経済発展が著しいこの地域の優位性と農村信用社時代からのネットワークや地域とのつながりを生かして、農村商業銀行として順調なスタートを切っているといえよう。

(注3) 呉江市は「県級市」であり、蘇州市に直属している。

(4) 注目すべき蘇州市人民政府の支援

蘇州市における農村信用社改革が順調に進んでいる背景として、蘇州市人民政府がさまざまな先駆的な支援措置を講じていることが注目される。それは、公的保証制度、小口保証料・利息補てん制度、農業共済制度、土地株式合作社の設立などである。

公的保証制度は、政府100%出資(2億元)により設立された農業融資担保会社が実施している。出資金の6倍の融資保証が

できることから、12億元の保証が可能であり、中国一の規模となっている。保証の申請後、公司指定の金融機関から借り入れることになるが、融資のほとんどは、市内6つの農村商業銀行によって行われている。

小口保証料・利息補てん制度は、上記公的保証制度借入にかかる保証料(1%)および、小口融資(注2参照)に認められる上乘せ金利を政府が補てんするものである。^(注4)

農業共済制度は、耕種・畜産等において、約10の作目が対象となっている。農家経営の大規模化と制度の効率的運営を図るために規模要件を定めているが、米は100%加入可能で、養豚は500頭以上、養鶏は5,000羽以上等となっており、全体として、7割以上の農家が加入できる要件設定となっている。市および県政府が、農家掛金の60%を補てんしている。

土地株式合作社は、村で農民が共同で設立するものであり、農地を集約して請負耕作者と契約を行う。農家の脱農が進んでいることから、農地を保全するための政策と位置づけている。

公的保証や農業共済などここにあげた政策は、中国において大きな課題として認識されながら、なかなか導入が進んでいない。蘇州市においても、制度発足後の期間が短いものもあり、その本格的な活用はこれからのものもあるようであるが、このような先駆的な取組みは、注目に値するものである。

農業共済制度をはじめとして、これらの

政策を導入するにあたっては、日本の事例が参考とされ、幾度も来日して研究が重ねられたという。市人民政府では、この地域の工業が発達したからこそこのような政策ができるようになったとしている。そのような恵まれた経済条件と、政府の積極的な取組姿勢が合わさって、先進的な取組みとして実を結んだのだといえよう。

(注4) 小口融資は小ロットでコストが高いため、融資機関には、通常金利の20%~50%の金利上乘せが認められている。

2 江西省における 農村信用社改革

(1) 江西省婺源県の概況

蘇州市の次に訪問した江西省婺源県は、江西省の東北部に位置し、省都南昌から車で約3時間半の、安徽省・浙江省との省境に近い山間部の農村である。16の郷鎮に人口34万人が暮らしている。水と緑が豊かで、生態系・生態環境を守るモデル地域に選ばれ、「中国最美的鄉村」(中国で最も美しい農村)をキャッチフレーズとしている。水田、茶、果樹などの農業、内水面漁業のほか、近年は観光業も発展しつつある。また、朱子の故郷としても知られる。

(2) 江西省における農村信用社改革

ここではまず、江西省全体における農村信用社改革についてまとめる。

江西省は、03年に開始された農村信用社実験改革を実施する省・市の一つとなった。そして、農村信用社の組織を維持しつ

つ改革を実施する方針を採用し、04年5月に省連合社を設立した。この連合社は、省政府の指導管理の下に、省政府から委託を受けて、以下の事項を目的とする業界管理機能を果たすものとされている。

会員農村信用社の業務のルール化を進める。

農村信用社の競争力を高める。

省経済の発展に貢献する。

省連合社は、会員となる県連合社による出資で設立され、現在の職員は約50人程度である。省連合社の業務は、管理(農村信用社の定款・規程の作成も行う)、指導、調整、サービス(教育を含む)等であり、実際の金融業務は行わない。また、管理の内容はリスク管理とマクロ的な指導であり、具体的な個別業務には介入しない。省連合社は下級の市政府・県政府に管理権限を委譲せず、みずから管理を行う。省連合社の運営費用は、会員信用社から徴収する。

改革開始後の農村信用社の業容は、順調に拡大している。省全体での資産規模は3年間で2倍になり、07年6月末現在の預金と貸出金残高の合計は1,452億元にのぼっている。この間の伸び率は、預金・貸出金ともに省内金融機関の中でトップであり、預金では14.9%、貸出金では15.1%の省内シェアを有するに至った。省内では、私有企業への貸出の3~4割、農家貸出の9割以上、レイオフ者への政策融資の65%以上、国が利息補てんを行う大学生奨学金融資の5~6割を農村信用社が占めている。改革前には50~60%あった不良債権比率は約

15%まで低下し、92の傘下農村信用社中96%が黒字化を達成するなど、経営も改善された。こうして、江西省の農村信用社は、地域経済の発展に密着した金融機関としての評価を得るようになった。

また、情報化に力を入れ、機能の拡充も進んでいる。キャッシュカードは、省内どこでも使用が可能になった。さらに、「百福カード」という名称のデビットカードは「銀連カード」(銀行業連合会)に加入し、全国どこでも預金引き出しが可能になった。

さらに、特筆すべきことは、マネジメントの改善が大きく進んだことである。まず、農村信用社の業務のルールが確立したことがあげられる。省連合社によって300以上のルールと400のマニュアルが制定され、省内統一のマニュアルに従って仕事をするようになった。また、従業員の教育にも力が入れられており、「敬業」(職業を愛する)、「勤勉」、「サービス開拓」を企業文化にするよう取り組まれ、従業員の意識が大いに改善された。

このような成果の上に立って、07年には、
 県域経済のメインバンクになる、
 コミュニティのリテールバンクになる、
 農民に好かれる村の銀行になる、
 という新たな3つの柱を打ち出している。

(3) 婺源県農村信用社合作連社にみる 改革

婺源県では、20あった郷鎮レベルの農村信用社を統合して、県レベルの農村信用社

第2表 婺源県農村信用社合作連社の概要
 (2006年8月末現在)

	(単位)	概要
預金	億元	97
貸出金	億元	69
預貸率	%	71.7
出資金	萬元	2481
資本充足率	%	10.8
出資者数	戸	80,003
従業員数	人	198
営業拠点		本店1, 支店20, 営業所1, 分社7, 貯蓄所4

資料 ヒアリング結果を元に筆者作成

(合作連社)が05年3月に設立され、05年9月に営業を開始した。この連合社の概要は、第2表にみるとおりである。出資者は農民、商工業者、従業員などであるが、純農村地帯であることを反映し、商工業者はわずかである。婺源県内の金融機関としては、一番の業容を整えている。

県連合社への統合にあたっては、省連合社が大きな役割を果たしたとのことであり、そのおかげで統合はスムーズに行われたという。

この改革の結果、農村信用社の統治機構として、社員代表大会^(注5)、理事会、監事会の3つが明確化され、また、内部管理のルールが作られるなど、多くの改善がみられた。ただし、江湾村の支店の話では、社員代表は投票で選出するものの、日本の農協で行われる集落座談会のような社員集会はなく、江湾村出身の理事もいないとのことであった。

また、不良債権については、全国方式による資金注入(一定の条件の下に、人民銀行の手形により不良債権を処理する)によって

処理を行うとともに、郷鎮企業の資産売却等による回収を進めた。さらに、マニュアル化を進めて不良債権の新規発生防止を図っている。

事業の実施面においても、地域における三農のメインバンクとしての評価が高まり、農家の預金が増加している。また、農家への貸出にも力を入れ、農家の高利貸への依存度が低下している。これらの結果、01年末から06年末にかけて、預金は151%、貸出金は158%増加した。

貸出のうち32%は小口融資であり、農家への貸出の中で最も重要な商品となっている。事前の審査を経て信用貸出のカードを配付し、これがあれば必要な資金を簡単に借りられる制度であり、婺源県では約90%の農家にカードが配布されているという。貸出限度金額は信用度によって4段階あり、最高は10万元、平均的には3～4万元となっている。農家審査の方法で印象的であったのは、村段階の行政組織である村民委員会の委員が関与していることである。小口融資農家信用評価は、村民委員、社員代表、従業員、信用社主任等が集合して実施され、村民の実情に詳しい村民委員を入れることによって、審査の水準を確保しようとしている。

(注5)「社員」とは出資者を指す。以下同様。

(4) 農村信用社の融資事例

婺源林生実業有限公司

当信用社の融資先である婺源林生実業有限公司は、6つの鎮の農家が出資する茶の

栽培・加工・販売の龍頭企業^(注6)であり、本社は婺源県賦春村にある。当社は、現在の代表が1983年に茶の栽培で創業した。当初は4haの茶園の栽培を請け負って開始し、農村信用社からの借入によって茶園の拡大と機械の導入を進めてきた。

この間、地域の農家に呼びかけて「林生茶葉合作社」を設立し、それ以前は農家が直接町に出荷していたものが全量合作社を通じた出荷に変わった。当社は6つの鎮に工場を置き、これらの茶の加工を行っている。

この結果現在では、直営農場約200ha、農家との契約農場約700ha、6鎮以外の地域での契約農場約200haの規模にまで拡大している。製品の出荷先は江西省内、北京、上海、武漢等が主であるが、EUの有機農産物認証も取得しており、海外市場の開拓にも意欲を燃やしている。

こうして、現在では約3,000戸にもものぼる農家と共に事業を行っているが、当初は共同して事業を行うことには、人民公社時代の経験から農家の抵抗感が強かったのだという。しかし、一緒に事業に取り組み、利益を得てきたことから、現在では農家から感謝されている。そして、このような事業の展開は、農村信用社があったからこそできたのだと、代表は強調していた。当地では、「農村信用社は農家の最も親しい友人」がスローガンになっているとのことであるが、当社は、そのよい事例と言えるであろう。

(注6) 中国では、農村の経済を発展させる手段の一つとして、企業が農家を集めて生産資材の供給、指導、生産物の加工販売を行う方式が重視されており、このような企業を龍頭企業と呼んでいる。

3 2地域の事例を通して みた成果と課題

ここまで、2つの地域での農村信用社改革の事例についてみてきた。これらの事例は、大変うまくいっている事例であるが、中国は広大であり、地域によって条件も大きく異なっているため、改革がどこでもこのように順調に進んでいるとみることはできない。むしろ、三農問題の解決が毎年政策の最重要課題としてあげられていることからわかるように、多くの問題と課題を抱えながら進められていると考えるべきであろう。

ここではそのことを念頭に置いた上で、2地域の事例との関連において、中国における農村金融改革の成果と課題について考察し、また可能な範囲において具体的な提案も行うこととしたい。

以下、農村金融機関の形態、農村信用社の協同組合的特質の回復・強化、農村金融定着化のための取組み、政府の支援措置、農村金融を担う人材育成と体制の強化、の5つの点を柱に考察する。

(1) 農村金融機関の形態

「はじめに」でも触れたとおり、中国における農村金融改革は多元化された財産権

モデルによって進められており、協同組合的な農村信用社に限定せず、農村商業銀行、農村協同組合銀行、村鎮銀行、農村信用互助組(小規模な相互金融組織)、さらにはノンバンク形態も含めて農村金融機関の多様化と農村金融市場への参入自由化が図られ、それをとおして農村金融を活発化することが目指されている。

中国の地域的な経済発展の多様性を考えると、このような方向は、合理的な方向であると考えられる。かつての日本での農協発足時には、全国の農村は比較的均一な姿にあり、また伝統的な村落共同体が大きな機能を発揮していて、全国統一的な農協組織を建設しやすい状況にあったといえるが、現在の中国でそれと同じ方式を志向するのは非現実的であろう。

しかし、農村金融を銀行が担う場合、さまざまな問題が生じることにも留意する必要がある。

蘇州市の事例は、中国にとって大きな課題となっている都市の発展の成果を農村に波及させることの実例であり、その積極的な意義は評価すべきであるが、一方では、農村金融機関の商業銀行化は、常に、脱農化と隣り合わせであることも忘れてはならない。それは、商業銀行は、利益の追求が基本的な目的であり、一般に、農村からより収益機会の多い都市に向かうからである。日本においても、農村金融の担い手として期待された勸銀や農工銀行は脱農化の道をたどり、そのことが協同組合としての産業組合の誕生につながっていった。この

ような問題にどう対処すればよいのか、今から考えておく必要がある。

また、農村商業銀行が成立しえない地域も広く存続すると考えられ、農村商業銀行が設立された地域においてもその事業対象から外れる零細農民等が少なくないと考えられることから、これらの地域や人々に対しては、農村信用社は引き続き重要な役割を發揮していくことが求められるであろう。

さらに、このような農村金融市場の自由化が、農村金融機関の経営リスクを高めることにも十分な注意が必要である。農村商業銀行や農村信用社を含むあらゆる形態の金融機関にとっての、経営不振となった場合の市場からの退出基準とそのプロセス、その場合の株主責任（あるいは出資者責任）についても、明確にすることが重要である。

(2) 農村信用社の協同組合的特質の回復・強化

農村信用社は、人民公社に吸収されるなどの歴史的経過の反映として、出資者の当事者意識が極めて希薄であり、またその運営にも、出資者の意向が反映されず、むしろ地域の集団組織によって左右されるという問題が長く指摘されてきた。このことは今回の農村信用社改革においても大きな課題となっており、「三会の機能不全」や「権力の倒置」が大きな問題として意識されている。

「三会」とは、社員大会、理事会、監事会を指している。近年多くの農村信用社で

はこれらの組織が整備されたが、その運営は形骸化している面が少なくない。また、「権力の倒置」とは、本来は農村信用社が上級の連合社に対する自主的な権利を行使すべきであるのに、実質的には連合社に対する従属関係にあることを指す。蘇州市および江西省の事例をみても、出資者あるいは株主による統治という面では、十分とは言い難く、むしろ上からの適切な対応に支えられて、組織の改革と事業の拡充が進んでいるといえよう。農村信用社が協同組合的な実質を備えようとするのであれば、このような問題を解消することが不可欠である。

日本の農協が発足した際には、終戦後の農地改革による広範な自作農の創設などの農村社会の変化、農業会の一斉解散と農協の急速な設立、協同組合の原則を農協のなかに浸透させようとするGHQの強い意志等が、組合員自治の確立にプラスに作用したと考えられるが、中国の場合は、さまざまな手段を組み合わせながら取り組んでいく必要があるであろう。具体的には、以下の3点があげられる。

第一に、ガバナンスの確立のための法・制度面からの手当てであり、これは、すでに実施されてきているところである。

第二に、管理機能の内容とそれを担当する組織を明確化することである。従来ともすると、上級組織がすべての面で権力を行使し、なかでも、個別の業務に介入・指示することが少なくなかったと言われるが、これからは、法律等に基づく行政としての

管理機能は中央・地方政府，連合会的な機能（共通した事業戦略・方針の策定，事業推進に関する指導，教育・研修，余裕資金運用，業界代表機能等）は連合社，監督管理は銀監会，というように，管理機能と担当組織を明確に整理することが重要である。

第三に，このようなことが遵守され定着するための，具体的な手段がとられることが求められる。農村信用社に対する監督権限は，今回の改革に伴い省政府に移管されたが，地方政府がその本来果たすべき機能を十分に果たしているかどうか，またその機能の逸脱がないかどうかは，中央政府がチェックし管理すべき事柄であろうし，同様に，連合社の機能についても，それを上級の立場からチェックし指導するような組織が必要かもしれない。それは，全国連合社ではなくても，指導機能を発揮する協会のようなものでもよいであろう。

（3）農村金融定着化のための取組み

農村金融を定着化するためには，いままでみてきたような農村金融組織の整備に加えて，実質的に金融が円滑になるような取組みを進める必要がある。

まず，農村信用社の体制整備と併行して，農村信用社が農村における信頼される金融機関としての実質を備えていく必要がある。日本においても，農村の資金不足の時期には一貫して農協の貯蓄運動が続けられ，資金の充実が目指されたが，このような取組みは，農村金融機関が自立して機能を発揮できるようになるためには不可欠で

あろう。

また，資金供給面では，日本でも農林漁業金融公庫を通じた政府資金の供給が大きな役割を果たしたが，これは，中国においても，同じような重要性を持つであろう。特定の目的に沿った政策融資は，農村金融にとって欠かすことができない。そして，農業銀行や農業発展銀行の農村部での店舗展開が限定的であることから，農村信用社組織は政策資金の供給パイプとして期待できるのではないだろうか。また，農村信用社の資金が充実してくれば，日本における農業近代化資金のような，利子補給制度も検討する価値がある。

このような資金面の対策に加え，貸出の審査・管理ノウハウの確立と普及も重要であろう。現在，農村信用社の不良債権比率は，以前と比較して大幅に低下しているが，これは，公的資金の注入によるところが大きい。また農家への貸出は小口融資が主であるのが現状であり，高いノウハウが必要とされる大型営農貸出等のための体制整備は，今後の全国的な課題である。

（4）政府の支援措置

農業は天候に左右され，また特にアジアにおいては零細経営が多いことから，農業融資は一般にリスクの高いものである。

このため，日本においても，農業共済制度（災害保険制度），農業信用基金協会等による制度保証，さきあげた農林公庫資金や農業近代化資金などの制度資金が用意されている。このような政府の支援措置なし

には、農村金融が円滑にすすむのは困難ではないかと思われる。事例でみた蘇州市政府の取組みは、まさにこのような問題に対応する先進的な取組みといえる。

政府の支援措置は、これだけにはとどまらない。たとえば、中国では農産物の流通機構が未整備な地域が多く、農民が生産物を直接現金で販売するケースも多い。流通面も含めて、農業を全体的にサポートするインフラの整備も、金融が円滑に行われる前提条件として、重要である。

(5) 農村金融を担う人材育成と体制の強化

江西省における農村信用社改革が成功した理由としては、省連合社を組織して、その指導・管理機能を十分に発揮することができたことが大きい。そしてなぜそのような指導が行われたのかを考えると、その背景には、農村金融を確立し地域に貢献する農村信用社を作ろうとする強い意思と熱意を持ち、マネジメント能力と実務能力を備えた有能な人材を確保できたことがあるように思われる。

政府の支援措置が不可欠であることからわかるように、農村金融は市場原理に任せるだけでは決して確立できるものではない。すでに触れたとおり、農村信用社の「三会」の機能を発揮するためにも、各級連合社等をとおした適切な指導機能の発揮が不可欠であるし、貸出ノウハウの確立等具体的な業務に関しても、農村信用社等の農村金融組織が共同して取り組むべきこと

がたくさんある。

したがって、このような取組みを可能とし、レベルアップさせられるような、人材の育成が、これからは必要になってくるであろう。

この点についても、日本は多くの経験を持っている。農協組織は伝統的に教育を重視し、組合員に対する教育はもちろん、役員に対する充実した教育プログラムを提供してきたし、そのための学校も各地に運営してきた。中国においても、このような人材育成への取組みが、長期的にみた場合、大きな果実をもたらすように思われる。

おわりに

農民組織との関連で

中国では、07年7月に「農民專業合作社法」が公布・施行された。これは、農民の協同組合を法制面で規定するものであるが、事業内容には金融事業は含まれず、いわば、専門農協的な組織を志向するものである。このほかに、金融事業に関する組織としては、本稿でみてきた農村信用社があるが、これは、すでにみてきたような問題を抱えている。

こうした状況の下で、恵まれた地域における大規模な企業的経営は專業合作社に加入し、金融面でも多様な形で進出する農村の金融機関の恩恵を受けることが可能になるであろう。しかし、その対象から外れる農民も広範に存続すると考えられることから、他方では、農村信用社を強化すること

に加え、農産物販売や技術指導面で農民をサポートする何らかの組織が必要になるのではないか。そのような組織の一形態として、総合農協方式の導入がよい結果をもたらす地域も出てくるように思われる。

また、農民專業合作社の社員にとっては、販売代金の決済などの面で合作社と農村金融機関との連携が必要になるし、社員に貸出を行う金融機関側からみても、貸出審査や事後管理を行うためには、合作社との連携が課題になるかもしれない。

中国の農村金融改革は、自由な競争原理をも取り入れつつ走り出しており、本稿の事例でみたとおり成果を生み出しつつあるが、一方では多くの課題を抱えており、そ

れは、単に農村の金融機関のあり方のみならず、農産物流通インフラの整備や農民組織のあり方など、広い範囲の問題と絡み合いながら進行していくであろう。そのなかでは、すでにみてきたとおり、日本における経験を生かせる場面も少なくない。

中国における三農問題をいかにして解決するかは、環境問題などと同様、単に中国だけではなく、周辺のアジア諸国にとっても無関係ではありえない重要な問題である。そのような観点の下に、農村金融の分野においても今後さらに日中両国の交流と共同した取組みが広がることを期待したい。

(理事研究員 石田信隆・いしだのぶたか)

